

令和2年11月24日

保護者様

養父市教育委員会

新型コロナウイルス感染症に関する感染防止対策の徹底について

兵庫県内の感染者数が急激に増加し、県独自の警戒レベルが最も深刻な「感染拡大期2」に引き上げられています。

各学校では、引き続き下記の内容に基づいて教育活動を行います。

保護者の皆様におかれましても、11月18日の兵庫県知事メッセージ「改めて、感染防止の徹底を！」等にも十分留意いただき、引き続き感染防止対策の徹底をお願いします。

記

1 子どもたちの保健管理について

- (1) 引き続き校内の消毒活動に取り組むとともに、手洗いを徹底します。また、給食等でマスクを外すことになる場合は、会話を控えるなどの留意をします。
- (2) 「3密」や「大声」を避け、換気を十分に行います。
- (3) 健康観察を徹底するとともに、熱や咳、喉の痛みなどの風邪症状が見られた場合は、速やかにご家庭に連絡します。

2 校外活動について

実際に活動する場所の感染状況や感染防止対策を踏まえて、実施時期、場所、参加人数、移動方法などを十分に検討し、実施する場合は感染防止対策を講じた上で実施します。

また、部活動の公式試合等においては、主催者が要請する感染防止対策を徹底します。

3 出席停止等の取扱いについて

以下の場合には「出席停止」とします。いずれの場合も、速やかに、学校にお知らせください。

- (1) 子どもの感染が判明した場合（学校保健安全法第19条の規定）
- (2) 子どもが感染者の濃厚接触者に特定された場合（学校保健安全法第19条の規定）
- (3) 子どもの家族等が新型コロナウイルス感染者（陽性者）の濃厚接触者として特定され、PCR検査結果によっては、当該子どもが濃厚接触者となるおそれがあると認められる場合。この場合、判明するまでの間を基本とします。